

千葉県告示第201号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第15条第1項の規定により指定医療機関の指定を次のとおり更新したので、同法第24条の規定により告示します。

令和3年 3月26日

千葉市長 神谷 俊一

【病院・診療所】

名称	所在地	指定期間
医療法人社団若葉会 若葉整形外科クリニック	千葉県若葉区みつわ台2-13-11	令和3年5月1日から 令和9年4月30日まで

【訪問看護ステーション】

名称	所在地	指定期間
椎名崎訪問看護ステーション	千葉県緑区おゆみ野南2-10-4	令和3年9月1日から 令和9年8月31日まで